



整理番号 8-2

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 中澤 通訓 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務費</b> ・事務所費・人件費		
内容	事務用品代 ( コピー用紙 )		
年月日	令和 4 年 7 月 25 日 ~ 令和 年 月 日	金額	7854 円

目的	政務活動に使用する事務用品
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

通常払込料書 加入者負担兼受領証 振替払込請求書	00180 9 901139	ウェルネット株式会社(カウネット) <small>カウネット 山田町深野 株式会社タカラ</small>	千 百 十 万 千 百 十 円 7 7 4 4	住所非表示 中澤通訓事務所 様	ご請求年月：2022年06月度 請求書番号：58132142 <small>コンビニ取込店控え</small>	印 N94120006 04-07-25 清水相生 郵便局、 現金払 (23362)	料金 110円
--------------------------------	----------------	---	----------------------------	--------------------	---	--	------------

この受領証は、大切に保管してください。

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	7,854 円	100 %	7,854 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 001

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	政民合同会議 (政民東京会社)		
年月日	令和4年8月1日~令和	年月日	金額 18680 円

目的	内外情勢の講演会聴取 (講演会テーマ: 「参院選後の政局」)
使途	講演会出席会費、交通費
政務活動・ 県政との 関連性	講演を聴取し、日本の現状や諸課題を多角的に把握し、地域外交など県政発展に役立てる。

《領収書貼付枠》

別紙のとおり 講師 石破 茂 氏 衆議院議員

自民大勝したが政局は不明  
安倍氏死去にともない、政権の重しがない  
野党が多数化し不安定  
JOC+禍による国政収支の安定化が不明確  
多事多難である (内外ともに)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	18,680 円	100 %	18,680 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

駅-No 5201130 領収書-No 104  
窓口-No 103

領 収 書

中澤 通訓 様

金額 ¥13,340円  
「消費税等込み」

但し、乗車券類(クレジット扱い)として

2022年 8月 1日  
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納  
付につき名古屋中村  
税務署承認済

清水駅

現金出納社員

新幹線(清水-静岡-東京)

メトロ東京(上野-国会議事堂前)



東京メトロ

領 収 書

・ご利用ありがとうございます。  
・この領収書は大切に保存してください。

お取引内容: きっぷ ¥170

上記金額を領収いたしました。

ご利用日付 2022年08月01日  
時刻 10時50分

印紙税申告納  
付につき東京上野  
税務署承認済

伝票番号: 46806  
東京地下鉄株式会社  
東京駅 券08発行



東京メトロ

領 収 書

・ご利用ありがとうございます。  
・この領収書は大切に保存してください。

お取引内容: きっぷ ¥170

上記金額を領収いたしました。

ご利用日付 2022年08月01日  
時刻 13時42分

印紙税申告納  
付につき東京上野  
税務署承認済

伝票番号: 14149  
東京地下鉄株式会社  
国会議事堂駅 券02発行

支払者: 中澤通訓

領 収 証

様

No. \_\_\_\_\_

金 五 阡 圓 也

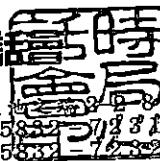
但 政 民 東 京 会 議

令和 4 年 8 月 1 日 上記正に領収いたしました



時局心話

〒110-0008  
東京都台東区池之端2-4-3F  
電話 (03)5832-7231  
FAX (03)5832-7232



県外調査概要書

7年8月1日

会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 中澤通訓

目的	内外情勢の講演会 石破氏は衆院議員
年月日	今年8月1日
場所	衆院院内議員会館1F
内容	<p>1 行程 清水—静岡—東京—〇会館前 新幹線 (往復)</p> <p>2 応対者</p> <p>3 聴取内容 直所の参院選の結果 自公与党は大勝であったが政局は 必しも安定と見えず、 野党の再編成は不明 安倍元総理の急死により 安倍派の 動向が不安定とあり 自民党内にも影響あり</p> <p>4 県政への反映 中央政界の動向が地味にもいえる。 長期には <del>健康</del> 健全財政の安定にこそ 早期の手立が必要とみる</p>

\*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

令和4年7月吉日 主催/時局心話會

**8月1日(月)「政民東京會議」のご案内****「激動の世界で日本はどう動くか」**

講師/石破 茂 自由民主党元幹事長

何と言っても、国民から人気があり、政策に秀でた政治家が石破との声が高い。参院選が終わり、次に石破氏はどう動こうとしているのか。ロシアのウクライナ侵攻は許されざる暴挙であり、中国の「中華民族の偉大なる復興」を実現しようとするさまざまな試みは、日本人にとって共感できるものではない。同時に、わが国の防衛を考える機運が高まっている。台湾有事や尖閣諸島防衛を想定して、備えを固めるのは当然のことである。そして、その備えと言え、石破氏の提案する憲法第9条の改正に突き当たり、それをどう考えているのか。今回は石破氏に時局に見合った日本のおかれた課題をズバリ語っていただく。未だに石破待望論が根強くあるのは石破氏のものの見方がぶれていないからであろう。ご期待ください。

## 記

日 時/令和4年8月1日(月)

AM12:00~PM13:30

会 場/衆議院第1議員会館 1F「多目的ホール」

東京都千代田区永田町2-2-1

参加費/5,000円(会場、お弁当つき・オンライン・ビデオ配信)

連絡先/時局心話會 担当 [REDACTED] TEL03-5832-7231

【講師経歴】1957年(昭和32年)2月4日生まれ。防衛庁長官(第68代、第69代)、防衛大臣(第4代)、農林水産大臣(第49代)、自由民主党政務調査会長(第52代)、自由民主党幹事長(第46代)、内閣府特命担当大臣(国家戦略特別区域)、内閣府特命担当大臣(地方創生)など。

※大きな会場、大型換気扇、席と席の間隔を離して、コロナ対策には万全を期しております。

FAX返信書(送信番号) 03-5832-7232

※下記に○印をご記入ください。

1.会場にて **参加** 2.オンラインにて **参加** 3.ビデオ配信にて **参加**1~3 **不参加**

※当日不参加に変更された場合、会費を頂くことになります。  
 ※上記、2と3は、お申込後、弊会より「銀行の振込先」をメールにてお送り致します。

メールアドレス( ) @ )

ご氏名( )

☆出席者変更・登録変更・新規参加者の場合は、上記にご記入ください。

使途項目 サーチキー

支出証拠書

□□□□ - □□□□

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	会派ふじのくに県民クラブ 県内研修		
年 月 日	令和4年8月8日~令和4年8月9日	金 額	2,300円

目的	各駅を視察、理易をみて内題を把握する		
使 途	交通費、宿泊費		
政務活動・ 県政との 関連性	県政課題研究の資料として採集のするべきを 検討していく (印刷)		
駅No 5201130 領 収 書 領収書No 112 窓口No 103 カガク ミナリ 様 金額 ¥5,020円 「消費税等込み」 但し、乗車券類(クレジット扱い)として 2022年8月8日 東海旅客鉄道株式会社 ご利用いただきましてありがとうございます 印紙税申告納 付につき名古屋中村 税務署承認済 清水駅 現金出納社員	領 収 証 No.1812 日付 2022年08月08日 車番 000065 0000 基本運賃 ¥2,130円 合 計 ¥2,130円 上記の様に領収致しました 毎区ご乗車ありがとうございます。 次回も光タクシーのご利用をお待ち申し上げます。 ご用命/お問合せ/お忘れ物 正のさわやか 光タクシー 〒432-8023 浜松市中区鶴江3丁目56番6号 ☎ 053-453-4181		

清水 ←→ 浜松  
(新幹線)  
  
 (浜松) 光タクシー  
 ↓  
 馬込川 水内 理易  
  
 5020  
 2130  
 宿泊 14150  
 21300

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	21,300円	100%	21,300円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

# ご請求明細書

## Amount Description

THE HAMANAKO  
TEL 053-592-2222  
FAX 053-592-5522

ありがとうございました。またのご利用をお待ち申し上げます。

客室番号 Room No.	お名前 Name Of the Guest	人数 Pers	ご利用日 Date
1156	Mr. 中澤 通訓 Ms. 様	1	22.08.08 - 22.08.09(1泊)

日付 Date	摘要 Description	料金 Charges	お支払 Payment	備考 Remarks
08.08	◆2022年度一般 一泊朝食付プラン	14,000		@14,000×1
08.08	入湯税	150		
小計 Sub Total		14,150	0	
		(内消費税 Con.Tax ¥1,271) (内入湯税 Con.BathTax ¥150)	ご請求額 Balance Due	14,150
		(標準税率 ¥14,000) (軽減税率 ¥0)	ご返金額 Refund	

誠に勝手ながらサービス料と規定の税金を加算させていただきます。

9031803 ホテルクレジット

ご署名  
Signature

会社名  
Firm

No. 202208090023  
発行日 2022.08.09  
00102 CC 3

### 領収書

#### Receipt

中澤 通訓 様

¥14,150 ※

上記正に領収致しました  
但、クレジット分 ¥14,150 を含みます クレジット払い

(内消費税 Con.Tax ¥1,271)  
(内入湯税 Con.BathTax ¥150)  
(標準税率 ¥14,000)  
(軽減税率 ¥0)

No. 202208090023  
CC



印紙税申告納  
付につき浜松西  
税務署承認済

THE HAMANAKO  
〒431-0101 静岡県浜松市西区雄踏町山崎4396-1  
TEL 053-592-2222 FAX 053-592-5522

注)  
コーナー利用の消費税は別紙をご覧ください。



## ふじのくに県民クラブ政調会 夏合宿日程最終版

## 【1日目日程】

集合 8月8日(月) 10:15 馬込川水門インフォメーションセンター  
浜松市南区中田島町 (地図別紙)

自家用車のかたは現地集合をお願いします。

新幹線でおいでのかたは、9:55に浜松駅南口でピックアップします。

三島 8:55→新富士 9:08→静岡 9:21→浜松 9:49 こだま 707号

対象者 中澤、佐野、四本、廣田、杉山(敬称略) 大石、阿部が迎えに参ります。

## 視察1 「浜松防潮堤の整備および維持管理について」

① 10:15~11:00 馬込川水門の整備状況および防潮堤管理全般についての説明

場所 馬込川水門インフォメーションセンター

移動 15分

② 11:15~11:35 防潮堤産業部所管部分

場所 篠原町管理広場付近

移動 10分

③ 11:45~12:05 防潮堤交通基盤部所管部分

場所 表浜東駐車場付近

移動 15分

昼食 12:20~13:10 うなぎ 山本亭

移動 10分

視察2 13:30~14:30 「浜名湖の水産資源の現状について」 水産試験場浜名湖分場

移動 10分

視察3 14:40~15:40 「花博20周年に向けて」 浜名湖ガーデンパーク

移動 10分 (予備10分)

視察4 16:00~17:00 「浜名湖水産業の現状について」 浜名漁協

帰宅組解散 たきや参加者・宿泊組は移動 10分

ホテルチェックイン ダイワロイヤルホテル THE HAMANAKO

担当 [REDACTED] 朝食付き 14150円各自支払

18時50分 ロビー集合

19時~22時 たきや漁 (浜名湖の観光資源視察も兼ねています)

代金概算 ひとりあたり 11000円

参加者 中澤、田口、杉山、沢田 議員4名

静岡県水産局長板橋氏、水産試験場浜名湖分場長ほか4名

(19) 花博 - JR(花) 1700 ?  
(20) 花博 - JR(花) 1800 ?

## 【2日目日程】

9:00 ホテル発

移動 10分

視察5 9:15~9:45 オイスカ浜松国際高校のマングローブ栽培について  
浜松市西区和地町 5835 053-486-3011

移動 10分

視察6 10:00~11:30 浜名酪農組合 TMR センター「飼料の国産化への努力」  
浜松市西区白洲町 867-1 053-487-5399

移動 10分

視察7 11:45~12:25 かんざんじ観光協会より 「花博20周年と舟運について」  
館山寺大草山ホテル花蓮駐車場集合  
展望台および会議室にて説明

移動 10分

昼食 13:10~13:50 館山寺園にて

移動 30分

視察8 14:30~16:00 次世代自動車センター「自動車産業の現状と未来」  
浜松市中区西伊場 2丁目 7-1 浜松商工会議所会館 8F  
053-489-8111

終了後解散

新幹線利用のかたは、自家用車組で分乗して浜松駅までの送迎をおねがいします

浜松 16:21→静岡 16:52→新富士 17:07→三島 17:19 こだま 734号

整理番号 8-6

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務費</b> ・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料(8月分)		
年月日	令和4年8月8日~令和	年月日	金額 4,455 円

目的	政務活動に必要な自動車のリース																										
使途	—																										
政務活動・ 県政との 関連性	—																										
<領収書貼付枠>  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>04-07-29</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>04-08-05</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>04-08-05</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>04-08-08</td><td>SMBG(ナカニホカ)</td><td>8,910</td></tr> <tr><td>04-08-08</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>04-08-15</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>04-08-19</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>04-08-26</td><td></td><td></td></tr> </table>				04-07-29			04-08-05			04-08-05			04-08-08	SMBG(ナカニホカ)	8,910	04-08-08			04-08-15			04-08-19			04-08-26		
04-07-29																											
04-08-05																											
04-08-05																											
04-08-08	SMBG(ナカニホカ)	8,910																									
04-08-08																											
04-08-15																											
04-08-19																											
04-08-26																											
4年4月 整理番号 4-9 参照																											

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で案分	8,910 円	1/2 %	4,455 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 8-7

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 中澤 通訓 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	コピー機リース料 (8月分)		
年 月 日	令和4年8月8日~令和	年 月 日	金 額 4,968 円

目 的	政務活動に必要なコピー機のリース
使 途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

04-07-29		
04-08-05		
04-08-05		
04-08-08		
04-08-08	HC) 376 2HBL	9,936
04-08-15		
04-08-19		
04-08-26		

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で案分	9,936 円	1/2	4,968 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 8-8

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通 訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務費</b> ・事務所費・人件費		
内 容	携帯電話代 (a u 7 月請求分)		
年 月 日	令和 4 年 8 月 10 日 ~ 令和 年 月 日	金 額	6347 円

目 的	政務活動に使用する携帯電話代
使 途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

ご利用明細書

平素は当社のカードをご利用いただき誠にありがとうございます。今月分の「ご利用明細」をご案内申し上げます。お引落口座へのご入金、お支払日の前日(金融機関営業日)までお願いいたします。

お支払日	4年 8月 10日	当月ご請求額	32495円
		事前お支払額	0円
当月お支払合計額	32495円	内キャッシング分	円
		合 計	32495円

会員番号	
金融機関名	
通帳記号	
口座名義	中澤 通訓

ご請求明細

ご利用区分 前月お

通常払い

ご利用明細

ご利用日

11 4 620

10 4 710

4-07-28

4-08-03

4-08-08

4-08-10

4-08-15

(ミツビシUFJニコス)

自払

32,495

au電話利用料

12695 06月分

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	12695 円	1/2 %	6347 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 8-9

使途項目 サーチキー

支出証拠書

779 - 004

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ホームページ管理・更新料 ( 8 月請求分)		
年月日	令和4年8月13日	～令和 年 月 日	金額 13,000 円

目的	県政関係の情報や政務活動の情報を報告する。
使途	ホームページ管理・更新料
政務活動・ 県政との 関連性	ホームページを通じ、県政の情報や政務活動の状況を広く県民に報告する。

〈領収書貼付枠〉

支払者：中澤通訓

領収証

No. ....

中沢事務所様

24年8月13日

金額 ¥ 13,000

但  HP更新料として(8月定例報告)

飲食料品等(軽減税率対象)

上記正に領収いたしました

内 8%(税込・税抜)金額 消費税額等 /

10%(税込・税抜)金額 消費税額等 /

現金・カード・( )

#HISAGO#778

marukita きたがわ商店  
静岡市清水区船越 3-6-13 202  
北川 昌彦  
TEL/FAX (054) 354-3594

登録番号

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	13,000 円	100 %	13,000 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 8-10

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通 訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内 容	光熱水費 (電気代・ <u>水道代</u> )		
年 月 日	令和4年8月16日	～ 令和 年 月 日	金 額 2,909 円

目 的	政務活動事務所で使用する光熱水費
使 途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>>  7 04-08-03 8 04-08-15 9 04-08-16 シズカオカシイトウ 4,928 0 04-08-26 1 04-08-29 2 04-08-29	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で案分	4,928 円	1/2 %	2,464 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

使途項目 サーチキー 支出証拠書


( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請情報謝儀・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	狩野川放水路の現状調査		
年月日	令和4年8月22日~	令和 年 月 日	金額 1,370 円

目的	近年の降雨で耐えられるか
使途	車高料金
政務活動・ 県政との 関連性	線状降雨という一時的な豪雨に耐えられるか 傾向がどうなっているかという現状は？

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

**利用証明書**

料金所 清水

お問い合わせは、中日本お客様センター  
フリーダイヤル 0120-922-229  
上記番号をご使用になれない場合は  
TEL 052-223-0333 (有料)

2022年 8月22日 12時22分

車種 普通

通行料金 ¥1,370-

(外訳)

入口料金所 - 沼津  
ETC 有効期限 26年12月  
会員番号 (支払 1回払い)

\*\*\*\*\*

圏央道 相模原ICは2022年6月30日  
からETC専用料金所として運用開始  
中日本高速道路株式会社  
愛知県名古屋市中区錦2-18-19  
取扱番号 205-00431152-00

4年前、伊豆E中心に死者不明者126人、流失者  
全壊半壊16743戸等の大被害。100年に一度の台風  
というか近年これ以上のものが各地で出現。  
現状の放水路だけで対応は...。要対策です。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,370 円	100 %	1,370 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。





令和4年8月22日

特定非営利活動法人

次郎長生家を活かすまちづくりの会 会員各位

### 第7期(令和4年度)の年会費納入のお願いについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃は、当会活動に格別のご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、第7期(令和4年8月1日～令和5年7月31日)の年会費納入のご案内をさせていただきます。金融機関にてご送金をお願いいたします。

なお、振込み手数料は会員様のご負担でお願いいたします。請求書、領収書が必要な方はお申し出ください。

退会を希望される場合はご連絡いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

★期間 令和4年8月1日～令和5年7月31日の1年分

★会費の種類

◆正会員入会金	0円
◆賛助会員入会金	0円
◆正会員年会費	
個人・団体	3,000円
◆賛助会員年会費	
個人	1,000円
団体・法人	10,000円

★会費振込み口座

銀行名：静岡銀行 北安東支店

口座番号：普通 0705296

名義人：特定非営利活動法人 次郎長生家を活かすまちづくりの会 理事

★連絡先・お問合せ先

NPO法人 次郎長生家を活かすまちづくりの会

会計担当

特定非営利活動法人次郎長生家を活かすまちづくりの会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人次郎長生家を活かすまちづくりの会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市清水区に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を静岡県静岡市葵区内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、次郎長翁を顕彰し、次郎長生家に関する保全・活用それらを通じた事業を行い、地域振興に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 情報化社会の発展を図る活動
- (9) 経済活動の活性化を図る活動
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 次郎長生家の保全・活用に関する事業
  - ② 次郎長翁を活かしたまちづくりをすすめる事業
  - ③ 次郎長翁に係る情報発信事業
  - ④ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
  - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上
- (2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長、2人以上を副理事長、1人以上を顧問とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長・副理事長及び顧問は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者等又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

### (構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算の変更
- (4) 役員職務及び報酬
- (5) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第45条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

### (招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の7日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

### (議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する



ところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者等にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年8月1日に始まり翌年7月31日に終わる。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承

諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残余する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 牧田充哉

副理事長

同

同

顧問

理事

同

監事

同

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成30年9月30日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から平成29

年7月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員入会金 0 円
- (2) 賛助会員入会金 0 円
- (3) 正会員年会費 3,000 円
- (4) 賛助会員年会費 個人 1,000 円  
団体・法人 10,000 円

使途項目 サーチキー

支出証拠書 (各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	久能山東照宮文化財保存顕彰会会費 (7月~3月分)		
年月日	令和4年8月25日~令和	年月日	金額 1,500円

会の趣旨・目的	徳川家康公をお祀りする久能山東照宮は、宝物等が国宝重要文化財建造物、境内地が史跡に指定を受けている。社殿や文化財を完全に保存し、後世に伝えていくことが課せられている。
会の活動内容等	国宝重要文化財の防災施設の管理、美装化など維持管理。 久能山東照宮の保存計画管理に関する調査の実施。 会報の発行。
政務活動・県政との関連性	国宝保存は、文化財として県観光施策の一翼を担うものである。顕彰会から得られた情報や会員からの意見を参考にし、今後の県政での文化観光事業の発展に役立てる。

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
04-08-25	23362	A93250001
取扱店	シミスアイ	
取扱口座	00100-5	82334
振替金額	*5,000	料金 *0
振替受付票		
払込みの証拠となるものですか なら大切に保存して下さい。 料金は、消費税等が含まれていません。 (ゆうちょ銀行)		
記号番号	00100015 62334 久能山東照宮文化財保存会 中澤 通訓	

事業年度: 7月1日~翌年6月30日

令和4年7月~5年3月までの9ヶ月分を充当する。

$$2,000円 \times \frac{9}{12} = 1,500円$$

残余 500円は、5年4月以降に充当する。

\* 支払額5,000円のうち、普通会员の会費2,000円を請求する。

※ 添付書類: 団体の会則・事業概要・その他 ( )

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,500円	100%	1,500円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

令和4年8月吉日

賛助会員各位

久能山東照宮文化財保存顕彰会  
久能山東照宮 宮司 姫岡恭彦

### 令和4年度 顕彰会費納入の御願

謹啓 処暑の候 益々御清祥の段 慶賀に存じます  
常々当顕彰会のことにつき 御高配を賜り厚く御礼申し上げます  
さて 本年度の総会について書面決議に御協力いただき 御礼申  
申し上げます 全ての議案について規約に基づき 可決されました  
当顕彰会は各位の御理解・御支援によって堅実な歩みを続けており  
ますが 尚一層の努力を重ね 更なる発展を試みる所存です  
つきましては 会員各位に於かれましては 出費御多端の折  
恐縮に存じますが 本年も下記の会費を納入賜りたく 御願ひ申  
申し上げます 謹 白

記

賛助会員 金 5,000 円也

但 令和4年度会費

納入は同封の払込用紙を御利用ください

(尚 本状と行き違いにて御入金済の際は 何卒御了承ください)

以上

※ 誠に恐縮に存じますが 一昨年来より会費未納の各位につ  
きましては 本顕彰会存続の為にも 名簿より削除させてい  
ただき 今後の郵送物等を削減させていただきますので 何卒  
御理解の程 御願ひ申し上げます



久能山東照宮について    ご参拝のご案内    ご祈祷のご案内    久能山東照宮の四季    久能山東照宮博物館のご案内    交通案内

よくあるご質問    リンク・ダウンロード    サイトマップ

## 文化財保存顕彰会

久能山東照宮 > 文化財保存顕彰会

### 久能山東照宮文化財保存顕彰会入会のご案内

徳川家康公をお祀り申し上げます久能山東照宮は、全国東照宮の創祀として全国の多くの皆様より篤い信仰と幅の広い崇敬をいただいております。

久能山は遠く7世紀頃に開山されて久能寺が創建せられ、戦国の世に武田信玄が山上に築城して久能城と称し、次いで二代將軍秀忠公によって徳川家康公を祀る東照宮が造営せられて、平成27年には御鎮座400年の佳節を迎えました。

この間約1,400年を経過し、その時代時代の文化が現在に伝承されており、特に東照宮社殿諸建造物は江戸初期の代表的なものとして14棟が国宝および重要文化財に指定されております。又所蔵する宝物は2,000点にも達し、徳川300年の歴史を物語る重要な文化財で国宝・重要文化財等に指定されております。なお境内地も史跡に指定され、共に歴史資料として価値の高いものであります。

これら社殿を始め数多い文化財を完全に保存し後世に遺憾なく伝えていくことこそ、我々に課せられた使命であります。

そこで去る昭和41年久能山東照宮文化財保存顕彰会を設立し、以来保存顕彰につとめて参りましたが、更に御理解ある各位の御協力をいただき会の充実発展を期したく存じております。何卒本会の趣旨に御賛同下され、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

### みなさまの御協賛によって行われる保存管理事業

#### 国宝御社殿ほか諸建造物の保存管理事業



久能山東照宮には、御祭神徳川家康公をおまつりする国宝の御社殿ほか、13棟の重要文化財建造物があります。特に中井大和守正清を大工棟梁として造営された権現造、絵漆塗、極彩色の御社殿には最高の建築技術・芸術が結集されています。これら諸建造物の漆塗や彩色、錆(かざり)金具などの修理を行い後世に遺憾なく伝えていきます。

#### 博物館収蔵資料の保存管理、学術調査、広報等に関する事業

久能山東照宮に付属する博物館には、御祭神徳川家康公の遺愛品や徳川歴代將軍の





武器・武具など約2,000点の資料を収蔵しています。これらの神宝類など所有する文化財を後世に正しく伝承していくため保存管理に力を注ぐとともに、資料の調査研究を基にした展示公開をしています。

### 史跡久能山の護持に関する事業



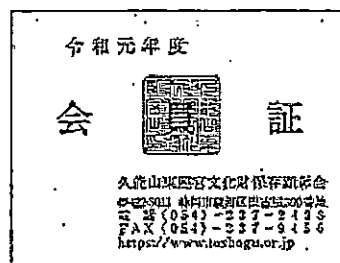
久能寺建立よりおよそ1,400年の古い歴史的価値を持つ久能山は山全体が国の史跡に指定されています。久能山の鎮守の森を構成している原生的な自然環境の保護を図るとともに、表参道の石段、石垣などの修復工事等を行い、神社境内としてふさわしい景観を保全していきます。

### 会員種別と年会費

特別会員	賛助会員	普通会員
50,000円以上 (永年会員)	5,000円	2,000円

### 会員の待遇

- ① 久能山東照宮社殿拝観並びに同博物館入館の特別扱い。
- ② 会員証及び会報の配布。
- ③ 本会主催行事への御案内。



会員証



会報





2022年 8 月 6 日

中澤 通訓 様

〒100-0014 東京都千代田区永田町

憲政記念館内

一般財団法人 尾崎行雄記念財団

理事長 高村



### 賛助会員（個人会員）会費納入のお願い

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は当財団の活動にご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在お納め頂いております年会費が 8 月までとなっております。引き続き会員としてご支援頂ければ有り難く、勝手ながら郵便振替用紙同封の上、ご連絡させて頂きました。

つきましては、恐縮ですが、年会費 10,000 円（2022 年 9 月から 2023 年 8 月までの1年間分）をお納め下さいますようお願い申し上げます。

当財団の活動（有権者啓発／人材・リーダー育成／調査研究／被災地・途上国支援）は、すべて会員皆様の会費によって支えられております。

今後ともご支援を賜りますよう何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

※ すでにご納入頂き、行き違いで本状が届きました場合はご容赦下さい。

※ ご不明な点などがございましたら下記までご連絡下さい。

いつもご支援いただきありがとうございます。

引き続きご支援賜れば幸いです。

何卒宜しくお願い申し上げます。

コロナもまだ大変ですが

熱中症にもお気をつけ下さい。

一般財団法人 尾崎行雄記念財団

事務局：[REDACTED]

info@ozakiyukio.jp

直通：[REDACTED]

TEL:03-3581-1778/FAX:03-3581-1856



# 一般財団法人尾崎行雄記念財団

当財団は、尾崎行雄の理念を基に、議会制民主主義の発展と世界平和に寄与すべく1956年に設立。「有権者啓発」、「リーダー・人材育成」、「調査研究」、「被災地支援」などを行っています。（当財団は超党派の公益団体。会長には衆議院議長が就任。事務所は憲政記念館内に在ります。）

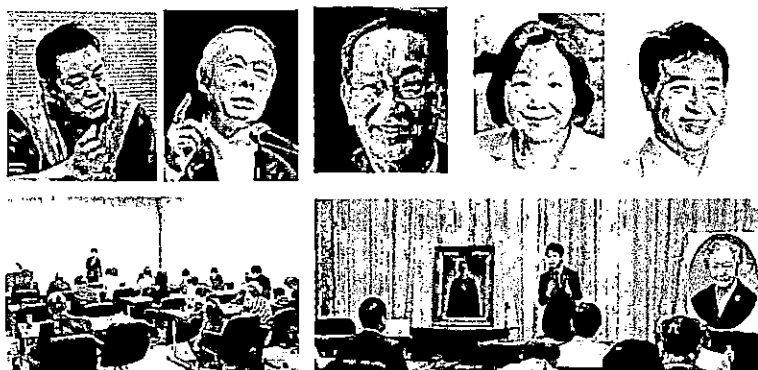
「議会政治の父・尾崎行雄の精神を未来に繋ぎたい！」

コロナ禍と社会不安、厳しい経済情勢が続く今。このような時代だからこそ尾崎行雄の信念や生き方を世に広め、未来に繋いでいきたい——役員・スタッフ一同、強く決意しています。

当財団の活動はすべて、賛助会員の皆様による年会費、また各事業への参加費、そしてご寄付によって支えられています。何卒引き続きご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 【罎堂塾】

リーダー育成を目的に、尾崎行雄三女の相馬雪香と共に立ち上げた「罎堂塾」(1998年発足)。毎月2回、政治・外交・環境、尾崎思想や人間学などをテーマに専門家による講義を行っています。これまでに延べ650名超が卒塾。国会・地方議会議員をはじめ、社会・地域リーダーとして幅広く活躍しています。



## 【共催講演会／関連団体後援】

安全保障・危機管理・日米外交・憲法問題などを取り上げた講演会を、グローバルイシューズ総研と共催で隔月開催。また、尾崎思想普及を図る関連団体のシンポジウムやイベントに協力しています。



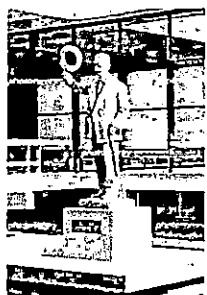
## 【『世界と議会』／尾崎関連書籍の刊行】

尾崎行雄、議会政治、国際問題などを取り上げた機関誌『世界と議会』(1961年発刊)。国会図書館をはじめ公立図書館および国会・地方議会議員に広く配布。また、尾崎行雄著作の復刻、関連書籍を刊行しています。



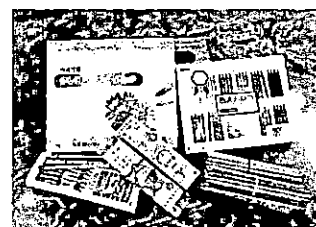
## 【調査研究】

尾崎行雄や議会政治に関する史資料の収集・管理や情報提供、また、憲政記念館など関連施設への資料貸出・展示協力を行っています。



## 【途上国・被災地支援】

関連団体・NPO と連携し、途上国や被災地への生活物資・文房具の寄贈、記念植樹、子供たちの教育支援などを行っています。



整理番号 8-15

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読 (朝日, 農業, 静岡)		
年月日	令和 4年 8月 29日 ~ 令和 年 月 日	金額	10323 <del>13023</del> 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	4年8月購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、議会質問や政策の参考にする。
<<領収書貼付枠>>  別紙のとおり	

梁分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	10,323 円	100 %	10,323 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 証

支店 05 区域 007 順路 168 No. [Redacted] 中沢 通訓 様

※は軽減税率対象です

品名	部数	金額(円)	備考	領収金額 (含消費税)
※朝日新聞	1	4,400		7,023 円
※農業新聞	1	2,623		
10%対象	0	(内消費税 0)		2022 年 08 月分
8%対象	7,023	(内消費税 520)		
領収致しました。				年 月 日

有限会社 石原新聞店  
静岡市清水区江尻東1-1-



電話

0120-107466

係

ご購入ありがとうございます。本証はご保存下さい。金額その他を訂正したものは無効です。

領収日：令和4年8月29日

N02 0235 2022 年 8 月分 領収証  
000

読者No. [Redacted]

中沢 通訓 様

品名	部数	金額	備考
静岡新聞 ※	1	3300	
			3,300 円
(消費税込)			

8%対象 3,300円 (内消費税 244円)  
10%対象 0円 (内消費税 0円)

※は軽減税率の対象であることを示します。

厳しい暑さが続きますが、十分な水分補給をし、体調にはくれぐれもご注意下さい。

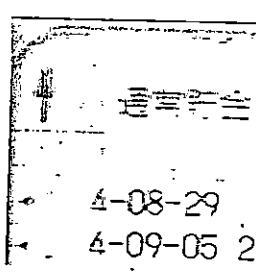
株式会社 **シズマ新聞**  
本店 静岡市清水区大手一丁目  
(TEL) 366-1577 (FAX) 367-9289  
フリーダイヤル 0120-157701  
担当者: [Redacted]

整理番号	8-16
------	------

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通 訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務費</b> ・事務所費・人件費		
内 容	インターネット接続料 ( 8 月請求分)		
年 月 日	令和 4 年 8 月 29 日~令和 年 月 日	金 額	2,035 円

目 的	政務活動上の情報収集に使用する。		
使 途	—		
政務活動： 県政との 関連性	—		
<<領収書貼付枠>>   <p>4-08-29 (日専連 静岡) 自払 2,035 4-09-05 23362</p>			

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,035 円	100 %	2,035 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

## Webしずおかお支払明細書

いつもご利用いただき誠にありがとうございます。今回の「お支払明細書」をお送りいたします。お手もとの、お客様控等とご照合ください。なお、合計額を下記の通り自動振替させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

お問合せ番号	
お支払い日	2022年 8月 29日
今月のお支払い金額	2,035 円

※お支払い口座へのご入金、お支払い日の前営業日までをお願いいたします。

お支払い口座	
金融機関名	
支店名	
預金種目	
口座番号	
口座名義	ナカサトワ ミチノリ

### ◆お支払いについてのお問合せ

#### 日専連 静岡

〒420-0031 静岡市葵区呉服町2-7-26

TEL 054-252-7188 FAX 054-252-7210

【お問合せ時間】 10:00~17:00

### ◆Webしずおかご利用についてのお問合せ

#### Webしずおか ☎ 0120-224-260

〒420-0034 静岡県静岡市葵区常磐町2丁目6番地の8 TOKAIビル

【お問合せ時間】 10:00~18:00 (平日のみ、土・日・祝日 休み)

### ◆Web閲覧への切替のお手続きについて

日専連静岡ではご利用明細書のご案内方法を「葉書」から「Web」で閲覧できるサービスへ切替を推進しております。

下記、日専連静岡ホームページからご登録をお願いします。

<https://www.nissenren-shizuoka.co.jp>

※日専連静岡ホームページの「My 日専連静岡」(左上の箇所)をクリックし、必要事項をご登録ください。翌月から葉書でのご利用明細書の発送を停止いたします。葉書が必要な方は「Web」「紙」ともにご選択ください。

整理番号 8-19

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通 訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <b>事務所費</b> ・人件費		
内 容	光熱水費 (電気代・水道代・8月分)		
年 月 日	令和 4年 8月 29日	~ 令和 年 月 日	金 額 14,521 円

目 的	政務活動事務所で使用する光熱水費
使 途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

口座振替払済のお知らせ(電気料金等領収証)

令和 4年 8月30日発行

毎度お引立ていただきありがとうございます。  
令和 4年 8月分 の電気料金等を、口座振替により領収いたしました。

振替内容

振替年月日	合計領収金額	消費税等相当額(再掲)
令和 4年 8月29日	29,043円	2,639円
ご指定口座	口座情報の表示を希望される場合は 担当窓口までご連絡ください。	

領収金額の内訳

お客さま番号	日 程	契 約 種 別	ご使用量 kWh/m3	領 収 金 額 円	(金額再掲)	精 算 額 等 円	初回引落割引額 円, 銭	記 事
				消費税等相当額(再掲) 円	再エネ発電促進賦課金 円	燃料費調整額 円, 銭		
おなまえ		容 量						
ナカザワジムシヨ キヨウ	1	従量電灯B	92	3392		317	-5500	
		A		308			33672	
ナカザワ ミチノリ	1	従量電灯B	170	5811		586	-5500	
		A		528			62220	
ナカザワ ミチノリ	11	低圧電力	372	19840		1283		
		kW		1803			136152	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で案分	29,043 円	1/2 %	14,521 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



整理番号 8-18

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 003

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通 訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務費</b> ・事務所費・人件費		
内 容	事務所電話代 (NTT 8 月請求分)		
年 月 日	令和 4 年 8 月 29 日 ~ 令和 年 月 日	金 額	3639 円

目 的	政務活動に使用する事務所電話代
使 途	—
政務活動・ 県政との 関 連 性	—

《領収書貼付枠》

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分	ご請求先氏名 中沢 通訓 様	お客様番号	2022年 8月ご請求分	金額(円) ¥7,279-	受取人 NTTファイナンス株式会社	お問い合わせ先 (無料) 0800-3335550	取入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用) → お客様様
---------	-------------------	-------	--------------	------------------	----------------------	------------------------------	-------------------------------

7279

7279

7279

案分の理由 政務活動と後援会活動 で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	7279 円	1/2 %	3639 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 8-19

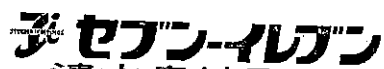
支出証拠書

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通 訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務費</b> ・事務所費・人件費		
内 容	事務用品代 (スティックのり)		
年 月 日	令和4年8月30日~令和 年 月 日	金 額	303 円

目的	政務活動に使用する事務用品
使 途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》



**セブン-イレブン**  
清水島崎町店  
静岡県静岡市清水区島崎町6-15  
電話：054-351-8100 ｼﾞﾌﾞ#2  
2022年08月30日(火) 11:42 責137

領 収 書

7PL スティックのり  
@138x 2 276

---

小 計 (税抜10%)	¥276
消費税等 (10%)	¥27
<b>合 計</b>	<b>¥303</b>
(税率10%対象)	¥303)
(内消費税等10%)	¥27)
お 預 り	¥304
お 釣	¥1

お買上明細は上記のとおりです。

支払者： 中澤通訓

梁分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	303 円	/	
		100 %	303 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 8-20

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ <span style="border: 1px solid black;">人件費</span>		
内容	職員給与 ( 8 月分 )		
年月日	令和4年8月1日~令和4年8月31日	金額	42911 円

目的	政務活動を補助する職員を雇用
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

給料支払明細書  
( 4 年 8 月分 )

日数	16	日	分	分
労働時間	74	時		
所定時間外労働		時		
基本給	85822			
所定時間外賃金				
家族手当				
交通費				
合計	85822			
健康保険料				
介護保険料				
厚生年金				
雇用保険料				
所得税				
住民税				
前払金				
合計				
差引支給額	85822			

94 時間 × 913 円 = 85,822 円

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で案分	85822 円	1 / 2 %	42911 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

使途項目 サーチキー

支出証拠書

774 - 00

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和4年8月1日~令和4年8月31日	金額	5,940 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li>・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li>○ 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li> <li>○ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> <li>○ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</li> </ul>
<<領収書貼付枠>>  別紙のとおり	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	5,940 円	100 %	5,940 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。







整理番号 8-22

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 8 月分】 (会派名・議員氏名 ぶじのくに県民クラブ： 中澤通訓)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費	742	18 円 × 742 km / km	13356

○※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)  
 ※領収書による充当方式  
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)  
 ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 中澤通訓

《領収書貼付枠》

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	13,356 円	100 %	13,356 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。





整理番号 8-23-

支出証拠書(各種団体会費)

9/30

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	NPO次郎長生家を活かすまちづくりの会 会費他 (4月~7月分)		
年月日	令和4年4月1日~令和4年7月31日	金額	1,147 円

会の趣旨・目的	次郎長翁を顕彰し、次郎長生家に関する保全・活用それらを通じた事業を行い、地域振興に寄与する。
会の活動内容等	社会教育、まちづくり、観光振興を図る活動、 学術、文化、芸術又はスポーツ振興を図る活動 環境保全、地域安全、子どもの健全育成を図る活動 情報化社会の発展、経済活動の活性化を図る活動
政務活動・県政との関連性	NPOの活動状況を調査研究するとともに、会員からの意見や要望等を聴取し、 県政における観光資源の保全・活用方策や地域振興策の向上に役立てる。

しずおか焼津信用金庫 キャッシュサービスご利用票  
ご利用年月日 03.09.30 取扱金庫・店番一機番通番 15010017-0491  
お取引店 口座番号  
お取引金額 振込 1,147 円  
お取引後残高 3,000 円  
説明コード  
静岡銀行 北安東支店 普通 0000705296  
トクニシ ロボットイカスチック  
リカワ 痛書 5071007  
子ノノ様 054-352-5641

事業年度：8月1日~翌年7月31日

令和4年4月~7月までの4ヶ月分を  
充当する。  
 $3,440 \text{ 円} \times \frac{4}{12} = 1,147 \text{ 円}$

令和3年8月~4年3月までの  
8ヶ月分(2,293円)は充当済み

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 3年9月 整理番号 9-19参照

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,147 円	100 %	1,147 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

(参考)

整理番号 9-19

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	NPO次郎長生家を活かすまちづくりの会 会費他		
年.月.日	令和3年9月30日~令和 年 月 日	金額	2,293 円

会の趣旨・目的	次郎長翁を顕彰し、次郎長生家に関する保全・活用それらを通じた事業を行い、地域振興に寄与する。
会の活動内容等	社会教育、まちづくり、観光振興を図る活動、 学術、文化、芸術又はスポーツ振興を図る活動 環境保全、地域安全、子どもの健全育成を図る活動 情報化社会の発展、経済活動の活性化を図る活動
政務活動・県政との関連性	NPOの活動状況を調査研究するとともに、会員からの意見や要望等を聴取し、 県政における観光資源の保全・活用方策や地域振興策の向上に役立てる。

しずおか焼津信用金庫キャッシュサービスご利用票

ご利用年月日 03.09.30 取扱金額・店番一機番通番 15010017-0491  
お取引店 口 口座番号

お取引金額	1	0	0	0	0	0	0	0	0
お取引手数料	振込	0	0	0	0	0	0	0	0
お取引金額	440	0	0	0	0	0	0	0	0
時刻	11:21								

お取引後残高 ¥3,000米

静岡銀行 北安東支店 普通 0000705296  
トワレ)シ)ロチヨウセイカイライカスマツツワ  
リ)カ)ハ) 振込 0000705296  
ナカサワ 通存/通払 054-352-6641

事業年度：8月1日~翌年7月31日

令和3年8月~4年3月までの  
8ヶ月分を充当する。  
 $3.440円 \times \frac{8}{12} 月 = 2.293円$

残余 1.147円は、4年4月以降に  
充当する。

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,293 円	100 %	2,293 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

使途項目 サーチキー 支出証拠書(各種団体会費)

774 - 001

12/23 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	久能山東照宮文化財保存顕彰会会費 (4月~6月分)		
年月日	令和4年4月1日~令和4年6月30日	金額	500円

会の趣旨・目的	徳川家康公をお祀りする久能山東照宮は、宝物等が国宝重要文化財建造物、境内地が史跡に指定を受けている。社殿や文化財を完全に保存し、後世に伝えていくことが課せられている。
会の活動内容等	国宝重要文化財の防災施設の管理、美装化など維持管理。 久能山東照宮の保存計画管理に関する調査の実施。 会報の発行。
政務活動・県政との関連性	国宝保存は、文化財として県観光施策の一翼を担うものである。顕彰会から得られた情報や会員からの意見を参考にし、今後の県政での文化観光事業の発展に役立てる。

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号	振替受付票
03-12-23	23357	A93120014	振替受付票
取扱店	店名	イカケンチャウカイ	振替受付票
払込口座	00100-5	82334	振替受付票
払込金額	*5,000	料金額	*0

振替受付票  
 払込みの証拠となるものは、保存しなくてはなりません。消費料金は、消費税等が含まれています。(ゆうちょ銀行)

入金額 \*10,000  
 おつり \*5,000

1月17日に各種料金を改定します  
 詳しくは当行WEBサイトへ

印紙税申告納付につき期間 税務署承認済

事業年度:  
 7月1日~翌年6月30日

令和4年4月~6月までの3ヶ月分を充当する。  
 $2,000円 \times \frac{3}{12} = 500円$

令和3年7月~4年3月までの9ヶ月分(1,500円)は充当済み

\* 支払額5,000円のうち、普通会员の会費2,000円を請求する。

※ 添付書類: 団体の会則・事業概要・その他 3年12月 整理番号12-11 参照

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	500円	100%	500円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

(参考)

整理番号 12-11

使途項目 サーチキー

支出証拠書 (各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	久能山東照宮文化財保存顕彰会会費		
年月日	令和3年12月23日	～令和 年 月 日	金額 1,500円 3,000円

会の趣旨・目的	徳川家康公をお祀りする久能山東照宮は、宝物等が国宝重要文化財建造物、境内地が史跡に指定を受けている。社殿や文化財を完全に保存し、後世に伝えていくことが課せられている。
会の活動内容等	国宝重要文化財の防災施設の管理、美装化など維持管理。 久能山東照宮の保存計画管理に関する調査の実施。 会報の発行。
政務活動・県政との関連性	国宝保存は、文化財として県観光施策の一翼を担うものである。顕彰会から得られた情報や会員からの意見を参考にし、今後の県政での文化観光事業の発展に役立てる。

《領収書別

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
03-12-23	233357	A93120014
取扱店	久能山東照宮文化財保存顕彰会	
払込口座	00100-5	82334
払込金額	*5,000料金	
振替受付票	振替受付票	
振替手数料	*0	
入金額	*10,000	
おつり	*5,000	

1月17日に各種料金を改定します  
詳しくは当行WEBサイトへ

印紙額申告納付につき総町事務署承認済

$$2,000 \times \frac{9}{12} = 1,500 \text{円}$$

残額 500円は  
2年度へ

\* 支払額5,000円のうち、普通会员の会費2,000円を請求する。

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ( )

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,500円	100%	1,500円

※ 按分による支出がある場合は、按分理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

使途項目      サーチキー

支出証拠書 (各種団体会費)

774 - 001

8/18

(会派名・議員氏名    ふじのくに県民クラブ・中澤    通訓)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	尾崎行雄記念財団会費 (4月~8月分)		
年月日	令和4年4月1日~令和4年8月31日	金額	4,167 円

会の趣旨・目的	故尾崎行雄の理念を基に民主政治と市民社会の向上発展、世界平和の実現に寄与する。
会の活動内容等	等堂塾の開催、有識者啓発のための講演会開催、調査研究のための政経懇話会開催や視察、研究会を開催 NPO団体等と連携し、被災地の物資、教育、情報提供などの支援
政務活動・県政との関連性	講演会等への参加、参加会員との意見交換を通じて広範な知識を獲得し、県政発展に役立てる。

**ご利用明細票**

お取扱日	店番	取扱番号
03-08-1823357	A93150003	
取扱店	オオカソツヨウサイ	
払込口座	00130-6	51359
払込金額	*10,000 料金額 *0	

振替受付票  
払込みの証拠となるものですが、大切に保存して下さい。料金は、消費税込額が含まれています。(ゆづりよ銀行)

入金額      \*10,000  
おつり      \*0

1月に各種料金を改定します。詳細は当行WEBサイトをご覧ください。

10000<sup>A</sup> ×  $\frac{5}{12}$  月  
= 4,167 円

(4年4月~8月までの5ヶ月分)

令和3年9月~4年3月までの7ヶ月分(5,833円)は充当済み

印紙税申告納付につき廻町 税務署承認済

※ 添付書類：団体の会則 事業概要 その他      3年8月 整理番号 8-10 参照

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	4,167 円	100 %	4,167 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

(参考)

整理番号 8-10

使途項目

サーチキー

支出証拠書(各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	尾崎行雄記念財団会費		
年月日	令和3年8月18日~令和	年月日	金額 5,833 円

会の趣旨・目的	故尾崎行雄の理念を基に民主政治と市民社会の向上発展、世界平和の実現に寄与する。
会の活動内容等	琴堂塾の開催、有識者啓発のための講演会開催、調査研究のための政経懇話会開催や視察、研究会を開催 NPO団体等と連携し、被災地の物資、教育、情報提供などの支援
政務活動・県政との関連性	講演会等への参加、参加会員との意見交換を通じて広範な知識を獲得し、県政発展に役立てる。

**ご利用明細票**

お取扱日	店番	取扱番号
03-08-1823357		A93150003
取扱店	シス・オオカケツチョウタイ	
払込口座	00130-6	51359
払込金額	*10,000 料金 *0	

入金額 10,000 \*0  
おつり \*0

1月に各種料金を改定します。詳細は当行WEBサイトをご覧下さい。

9月~3月までの年費  
令和3年度分として  
 $10,000 \text{円} \times \frac{7}{12}$   
= 5,833 円を充当する。

※ 添付書類：団体の会則・(事業概要)・その他 ( )

案分の理由 全て政務活動にかかるものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	5,833 円	100 %	5,833 円